

2. 介護保険制度と介護老人保健施設

ここでは、介護保険制度の概要と介護老人保健施設（以下、老健施設）の理念と役割について解説します。介護の仕事を指導する際、その前提となる介護保険制度と老健施設について、しっかりと理解したうえで指導していくことはとても重要です。

■ 1. 介護保険制度 ■

1) 介護保険の目的

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供するしくみです。

介護は、切実なものとしてだれにでも起こり得る問題であり、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の全国民で公平に制度を支えています。

法施行5年目には制度の全般的な検証と見直しが行われ、基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていく制度改革が平成18年4月から本格的に実施されています。

2) 介護保険サービスの原則

介護保険は、加齢による病気などで要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されました。

特に、介護などが必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とします。

介護保険サービスは、要介護状態・要支援状態の軽減・悪化の防止に役立つように、また、医療との連携に十分配慮して行われます。心身の状況や環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切な保健医療サービス・福祉サービスが、多様な事業者・施設から総合的かつ効率的に提供されるしくみです。

その内容と水準は、要介護状態になった場合も、できる限り自分の住まいで、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう設定されています。

3) 国民の努力と義務

国民は、みずから要介護状態となることを予防するため、加齢に伴う心身の変化を自覚し、常に健康の保持増進に努めます。そして、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーション等の適切な保健医療サービス・福祉サービスを利用することで、自分もっている能力の維持向上に努めていきます。

また、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度であることから、共同連帯の理念に基づき、国民は費用を公平に負担する義務を負っています。

4) 基本理念と将来展望に基づく改革

平成12年4月の創設以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、介護保険は